

# 避難行動要支援者の 災害時支援の取組みについて



# 災害対策

## ○ 災害対策基本法（行政等の方針を定めた法律）

防災基本計画

（中央防災会議）

避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針

防災業務計画

（指定行政機関：中央官庁）

（指定公共機関：日赤、電力会社など）

地域防災計画

（都道府県防災会議）

（市町村防災会議）

## ○ 災害救助法

避難所・応急仮設住宅の設置

医療・助産

被災者の救出

# 災害対策基本法の改正（H25）

東日本大震災の教訓

「要援護者」→ 「要配慮者」と

「避難行動要支援者」へ

要配慮者	避難行動要支援者
<p>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦外国人等</p> 	<p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの</p>

# 避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針

---

災害対策  
基本法第  
49条

- ① **避難行動要支援者名簿の作成**  
(市町村に義務付け)
- ② 本人の同意を得て、平常時から民生委員等に情報を提供できる
- ③ 発災時には、本人の同意なしに名簿情報を関係者に提供できる

# 避難行動要支援者名簿・個別計画 策定の流れ

## 避難行動要支援者名簿の作成

(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、要支援の事由等)

### 「登録制度の案内」

平常時から  
情報を活用

(本人の同意なし)

(本人の同意あり)

災害時に  
情報を活用

同意者名簿の作成

自治会や民生委員に名簿の提供

個別計画の策定

# 個別計画策定の例

市によって  
様々



本人・家族・自主防災組織・民生委員等



自主防災会や民生委員が訪問して  
本人・家族から聞きながら策定

避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え

- ・発災時に避難支援を行う者
- ・避難支援を行うに当たっての留意点
- ・避難場所等の情報(経路など)

# 管内市における避難行動要支援者の の取組み状況

---

管内市ヒヤリングの結果は、別紙のとおり



# ヒヤリングを通して難病患者における 災害時支援についての課題

---

- 市が把握している難病患者は、障害の側面での把握が主である。保健所が把握している難病患者情報の共有が必要 ➡ 市も保健所も準備が必要
- 福祉避難所での医療依存度の高い難病患者の受け入れは難しい
- 現在策定中の個別支援計画では、医療依存度の高い難病患者の災害時支援は難しい  
➡ 関係機関と協力し、策定することが望ましい